

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の背景と目的

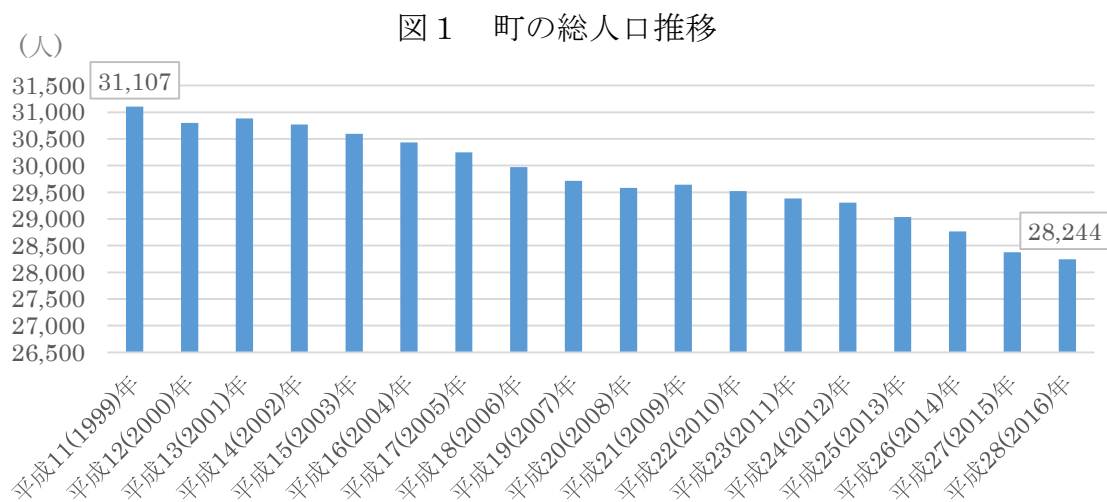
少子高齢化や人口減少社会の進行等により、全国的に空き家は増加傾向にあり、適切に管理されていない空き家が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

二宮町（以下、「町」という。）でも、平成11（1999）年以降、総人口は減少傾向にあり、平成28（2016）年には28,244人まで減少しました（図1）。今後、少子高齢化と人口減少に伴う空き家の増加が予想され、所有者等が不明のまま管理が行き届かず、倒壊の危険性がある空き家や、衛生・景観の悪化を引き起こす空き家が増えるなど、地域住民の生活環境に影響を及ぼすことが懸念されます。

こうした空き家問題が全国的に表面化している状況を背景に、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用の促進を目的とした「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「空家法」という。）」が平成27（2015）年5月に全面施行されました。

空家法では、空家等の適切な管理について所有者等の第一義的な責任を前提としながら、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域の実情に応じて、空家等に関する対策を実施することとしています。

本計画は、町が実施する空き家に関する対策について基本的な考え方を示すとともに、空家等対策を総合的かつ計画的に実施することを目的として、空家法第6条に基づき、策定するものです。



出典：国勢調査、神奈川県人口統計調査(平成12, 17, 22, 27年以外)をもとに作成（二宮町統計書より）